

枚方市  
若者世代  
空き家活用  
補助制度のご案内



市内の空き家を活用して、枚方市に定住する若者世帯や子育て世帯を応援する制度です。空き家の除却や住宅の新築・リフォームにかかる工事費用を最大100万円補助します。交付には以下の対象要件を全て満たしている必要があります。  
また、事前協議及び交付申請を行い、解体および新築後（またはリフォーム後）に工事完了報告・交付請求を行う必要があります。下の図で交付までの流れをご確認ください。空き家を購入後の、事前協議は受付できませんので、**必ず空き家の購入の契約前に事前協議書を提出してください。**

**交付対象者（次のいずれかを満たすこと）**

- 若者世帯（40歳未満の夫婦のこと）
- 子育て世帯（18歳以下の子を持つ世帯のこと）

**交付対象者の要件（次のいずれかを満たすこと）**

- 市外に1年以上居住している
- 市内の賃貸住宅に1年以上居住している

**補助対象の空き家**

- 昭和56年5月31日以前に着工された居住されてない一戸建ての住宅または長屋
- 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域・居住誘導区域・居住環境保全区域のいずれかに存すること
- 事前協議受付日以降の売買契約であること

きてみてひらかたマップ→  
(立地適正化計画区域)



**補助対象の行為（次のいずれかを満たすこと）**

- 上記の空き家を取得し、当該空き家を除却し、跡地に住宅を新築する行為
- 上記の空き家を取得し、当該空き家を耐震改修およびリフォームをする行為

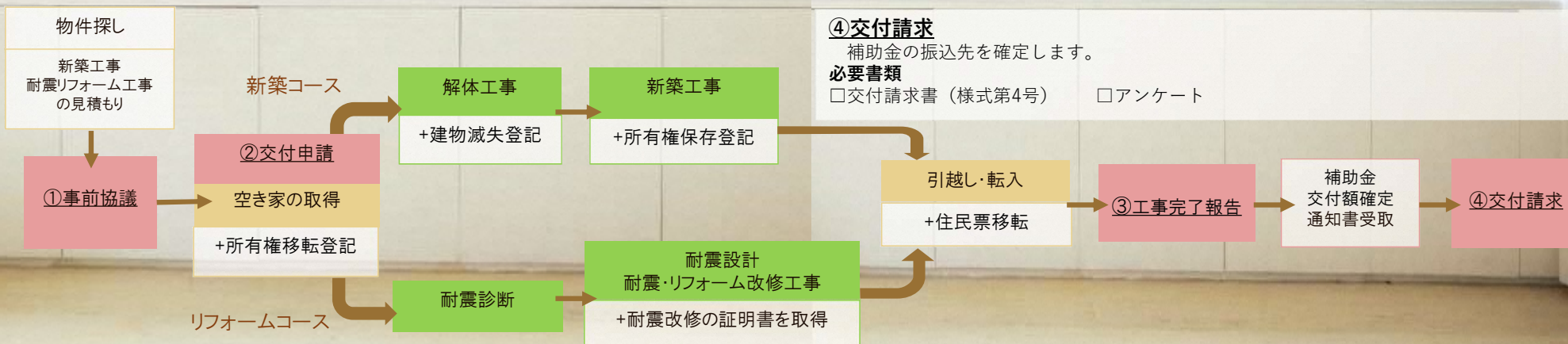
**交付金額**

**新築の場合** 空き家を除却し、新築する工事の合計 上限**100万円**を補助。  
**リフォームの場合** 空き家を耐震改修しリフォームをする100万円以上の工事の**合計の半額** 上限**100万円**を補助。

**交付申請**

事前協議完了後速やかに申請してください。

～交付までの流れ～



**①事前協議**

中古住宅の売買契約前に申請者が交付の要件にあてはまっているかどうかを確認します。また、対象住宅が空き家であることや、工事の見積もり金額を確認します。審査の中で現地に空き家があるか調査しに行きます。

**必要書類**

- 事前協議書（様式第1号）
  - 付近見取り図
  - 空き家の外観写真（可能であれば内観写真も）
  - 当該物件の販売チラシの写し（あれば）
  - 建物登記簿の全部事項証明書
  - 除却および新築工事の見積書（新築の場合）
  - 耐震改修及びリフォーム工事の見積書（リフォームの場合）
- } いずれか

**②交付申請**

交付の決定をするにあたり、申請書を提出していただきます。

**必要書類**

- 交付申請書（様式第2号）
- 事前協議完了通知書の写し

**③工事完了報告**

交付額を確定するにあたり、必要な要件を満たしているか下記の書類をもって審査します。

**必要書類（新築リフォーム共通）**

- 工事完了報告書（様式第3号）
- 交付決定通知書の写し
- 世帯全員の住民票（転居後に枚方市で取得）
- 世帯全員の戸籍附票（本籍地で取得）または住民票除票（転入前の住所地で取得）
- 賃貸借契約書の写し（賃貸に居住していた場合）
- 空き家の土地・建物の売買契約書の写し（相続の場合は除く）
- 土地・建物登記簿の全部事項証明書

**新築の場合**

- 空き家の除却工事請負契約書の写し
- 空き家の建物登記閉鎖事項証明書
- 新築工事の工事請負契約書の写し
- 新築住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- 新築住宅の検査済証の写し
- 新築住宅の工事前後の状況写真

**リフォームの場合**

- 耐震改修工事請負契約書の写し（契約日・金額）
- 耐震改修済みであることを確認できる書類（住宅耐震改修証明書・耐震基準適合証明書・増改築等工事証明書等）
- リフォーム工事請負契約書および領収書の写し
- リフォーム改修工事明細書の写し
- 図面およびリフォーム工事前・後の写真
- 建築確認を要する増改築を伴う場合は検査済証の写し

**④交付請求**

補助金の振込先を確定します。

**必要書類**

- 交付請求書（様式第4号）
- アンケート



### この制度と併用できる補助金のお知らせ《PR》

#### 木造住宅耐震化補助制度

昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられた木造住宅を対象とし、耐震診断・耐震改修工事費用（設計費用を含む）の一部を補助します。

#### 注意事項

- ・若者世帯および子育て世帯は、市税を滞納していないこと、この要綱に基づく補助金の申し込みを過去に行っていないこと、および暴力団関係者でないことが必須条件です。
- ・少なくとも交付額確定後3年間は、取得した住宅に居住する必要があります。
- ・不正な手段により申請し、補助金の交付を受けた場合には、交付決定が取り消され補助金の返還が必要となります。
- ・ご不明な点があれば右記までお問い合わせください。

#### ----- 問い合わせ先 -----

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

TEL：072-841-1478

FAX：072-841-5101

E-mail：jumachi@city.hirakata.osaka.jp